

令和4年

第3回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和4年7月13日

至 令和4年7月13日

月 日	曜日	会議、休会、その他
7月13日	水	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和4年第3回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第37号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）」	令和4年7月13日	原案可決
議案第38号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）」	〃	原案可決
議案第39号	工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）」	〃	原案可決

令和4年第3回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年7月13日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年7月13日	10時31分	議長	宮城安志
	閉会	令和4年7月13日	11時41分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮正徳	9番	東江克伸
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
教育長	照屋巧	住民福祉課長	諸見美奈子
総務課長	諸見直也	商工観光課長	神田宗秀
会計管理者	濱里篤	教育振興課長	兼元清永
建設環境課長	末吉長吉		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年7月13日

会議録署名議員の指名
会期の決定
工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）」
工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）」
工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）」

令和4年第3回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時31分

2. 付議事件及び順序 令和4年7月13日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第37号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）」
4	議案第38号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）」
5	議案第39号	工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）」

議長（宮城安志）

ただいまから令和4年第3回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、9人です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時31分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番伊禮正徳議員、及び9番東江克伸議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月13日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月13日の1日間と決定しました。

日程第3

議案第37号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第37号・工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）」について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、2億2,264万円。4. 契約の相手方、沖縄県那覇市識名2丁目15番15号、株式会社 山川電気、代表取締役社長 山川光雄。

令和4年7月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事請負契約書の写し、工事概要等も添付しております。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第37号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第38号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第38号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、1億2,793万円。4. 契約の相手方、沖縄県那覇市久米2丁目16番25号、ヤシマ工業株式会社、代表取締役 仲田一郎。

令和4年7月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、建設工事請負契約書の写し、工事概要も添付してございます。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

役場新庁舎の件なんですけど、関連するので、ちょっとお聞きしたいと思えます。この図面でもよくわからないものですから、最近はSDGsの問題で持続可能な社会が求められていますけれども、この新庁舎では例えば今後雨水を貯めて利用するとか、またはソーラー発電とか、そういったものが取り付け設けられているのかどうか教えていただけますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。雨水の利用については、設計の段階で盛り込まれている様子は確認されていません。

ソーラー発電については、ゆくゆくはソーラーも取り付けようという計画のもと、配線の工事は今回の工事で行う予定であります。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いまの段階ではなくて、ゆくゆくは考えているということですか。

議長（宮城安志）

もう一度答弁をお願いします。建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

雨水、いま要望の件ということでしょうか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時46分

議長（宮城安志）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。まず、雨水についてはいまのところ予定はないということでございます。

繰り返しの答弁になりますけど、ソーラーについては、訂正します。配管の工事をこの工事で行う予定でございます。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それではちょっと補足的になりますけれども説明いたします。新庁舎の隣接する用地にある消防車庫も移転をいま計画しておりまして、その近くに防火水槽がないものですから、防火水槽を建設していま検討はしているんですが、それに庁舎建物からの雨水を利用してやる方法とか、また直接、本水道を利用してやるのかということも含めていま検討している段階でありまして、できれば消防車庫と一緒にできればといま考えておりますが、そういった事業に合致するののかも含めて、これからになりますので、利用をいま考えているところでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第39号・工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第39号・工事請負契約についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、7,513万円。4. 契約の相手方、沖縄県浦添市内間一丁目10番7号、株式会社 東江建設、代表取締役 東江丈二。

令和4年7月13日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R4-1）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、契約書の写し、それから工事概要等については添付されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

伺います。この水道管布設替工事なんですけど、この工事は特A業者でないといけない理由は为什么呢、多分、この東江建設も特Aだと思っんですけど。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。村の指名の基準がございまして、金額的なものが示されたものでございます。その中で確かにいまおっしゃったとおり、特Aでしたか、その基準がありまして、そこから上位に1ランク、下位に1ランクということで、その中の範囲内で指名は行ったものであります。

技術的な面というものではなくて、その基準に基づいて、金額的なもので指名を行ったものであります。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

なぜそういうことを聞くかと言いますと、島にも請負業者はたくさんいると思うんですよ。これを以前であれば、この工事であれば、1工区、2工区、3工区と分割してできるような工事だと思うんですよ。なぜそういうことをして発注しないのか、島ではたくさん業者が仕事もなくて大変苦勞しているのに、一括でこういう工事を発注するのか。特Aでなければできないかというのは、その意味で聞いたのであります。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

今回の配水管の工事に関しては諸見の一部と、いま本件にあがっている伊是名地区と言いましょか、その2箇所が大まかな工事でございます。工事の範囲的なものもありまして、2工区に分割しての今回の発注ということになっておりまして、県が示す水道の工事についての基準がございまして、基本、県の工事の規則と言いましょか、それによりますと、水道の配水管の工事に関しては、原則1社というふうな発注の仕方が記載されております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

原則1社ということであれば、例えば、やり方によっては分けることも可能ではあったんだろうと思います。村内優先発注とか、県の方からも今月もたくさんいろんな業者さんがお願いしに来るんですけど、そういうことも踏まえて、今後はこういったのはできる限り村内業者とかに分けられるものは分けて、できるだけそういうふうな工事の発注の仕方をしてほしいと思います。それを願って質問を終わります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

東江議員の質問と関連しますけれども、いま言われるように7,500万円と非常に高額な工事、その中でこの概要書を見ますと、伊是名と諸見と、既に工区が分かれていると思うんですよ。そういった中でも県の基準ということで1社にしなさいと、それはどういう技術的な面を指しているのか。資料もあつたらぜひ出して下さい。

説明して、県の基準があると、県が1社にしなさいという基準というのをぜひ我々にも出していただきたい。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ただいま建設課長から（8）の諸経費の積算だと、先程はそんな感じでは言っていないかと思えます。

先程は技術的なことで県からの指導があるというふうな発言をされていたんですけど、これは経費の問題をいま読み上げて、割高になるから一括発注をやって下さい。理由がない場合はそうして下さいということですが、これを読んでいくと、その中に諸経費の按分というのがあります。工事を1工区、2工区、3工区、これを合算して一本の諸経費をもってきて、それを金額ごとに割ってしまえば分割発注ができるんですよ。これもそこに書いてあるんです。そう書いてないですか、僕が読んだら、そのように読めるんですけど、どうですか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時34分

議長（宮城安志）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。まず、先の答弁の訂正からお答えしたいと思います。一括発注ということが県の基本ということで説明資料にもありましたとおり、今回あげているものがすべての工事の一括ではございません。

今回あげているものは伊是名区の工事でございます、もう一方で諸見区を対象とした工事がございます。それを分けて今回発注する予定でございます。

不足の資料については、改めて課の方で工区分けしたものの諸経費とか、そういうのを示して議員の皆さんへ提出していきたいと思っております。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

本会議の中で休憩でしかちょっと聞けないところがあったんですが、どうでしょうか。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号・工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号・工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任

することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

7月13日の1日間の日程で行いました令和4年第3回伊是名村議会臨時会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで令和4年第3回伊是名村議会臨時会を閉会します。

閉会（午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員